

令和5年度 川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

事業者指定に係る手続き・届出等について



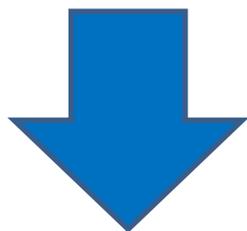
川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指定係



○各種届出方法が変わります！

<従来の届出方法>

郵送・来庁



<令和5年8月1日以降に届け出るもの>

「厚生労働省 電子申請届出システム

(以下「電子申請届出システム」)

にて承ります。



講義の予定

1. 指定・更新申請
2. 変更届
3. 加算届
4. 廃止届・休止届
5. その他



講義の予定

1. 指定・更新申請

2. 変更届

3. 加算届

4. 廃止届・休止届

5. その他



○新規申請の受付（広域型サービス）

申請の受付は、電子申請届出システムにて毎月指定日の前々月の25日が締め切りです。

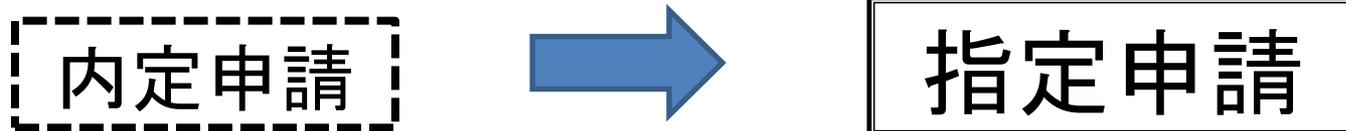
2023年度の受付スケジュール（抜粋）【締切厳守】

指定予定日	提出締切	補正期限
2023/9/1	2023/7/25	2023/8/10
2023/10/1	2023/8/25	2023/09/12
2023/11/1	2023/9/25	2023/10/12
2023/12/1	2023/10/25	2023/11/13
2024/1/1	2023/11/25	2023/12/12
2024/2/1	2023/12/25	2024/1/18



○新規申請の受付（地域密着型サービス）

地域密着型サービスについては、指定申請の前に、内定申請が必要なので、受付スケジュールが異なります。



申請方法・提出期限は広域型サービスの場合と同様です。

※内定申請の届出方法につきましては改めてご案内いたします。

2023年度の予約受付スケジュール（抜粋）【締切厳守】

指定 予定日	内 定		指 定	
	提出締切	補正期限	提出締切	補正期限
2023/10/1	2023/7/25	2023/8/8	2023/8/25	2023/9/12
2023/11/1			2023/9/25	2023/10/12
2023/12/1			2023/10/25	2023/11/13
2024/1/1	2023/10/25	2023/11/7	2023/11/25	2023/12/12
2024/2/1			2023/12/25	2024/1/18
2024/3/1			2024/1/25	2024/2/13



○指定更新予定事業所一覧表を確認

- 指定の有効期間は6年間です。更新を希望する場合は期間満了前に更新申請が必要です。
- 毎年度末に、翌年度の「指定更新予定事業所一覧表」が市ホームページに掲載され、メールニュースかわさき等でお知らせします。

○更新申請

- 市ホームページで案内している必要書類を準備し、更新申請書類提出期限（更新日の前々月の25日）までに電子申請届出システムにて提出ください。
例）2023年10月1日が更新日の場合
• →2023年8月25日までに電子申請届出システムにてご提出ください。

【注意】

- ✓ 更新を忘れると失効します。事業を継続したい場合は、再度、新規指定申請の手続きが必要です。（再度指定が取れても指定有効期間に空白期間が生じる可能性あり）
- ✓ 指定通知書（原本）を回収するため紛失しないように注意してください。
- ✓ 申請までに変更届を提出していない場合、指定更新に支障が生じるため、未提出の場合は、至急、変更届を提出してください。
- ✓ みなし指定事業所（医療機関が運営する居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ、通所リハ、薬局が運営する居宅療養管理指導など）は、更新申請は不要です。
- ✓ 欠格事由に該当する場合は更新できません。

○指定申請に必要な書類（訪問介護の場合）

No	書 類
※1	介護サービス事業者指定（許可）申請書
2	申請者の登記事項証明書の原本（郵送）
3	賃貸借契約書の写し又は建物の登記事項証明書の原本（登記事項証明書の場合郵送）
※4	訪問介護事業者の記入事項（付表）
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
6	従業者の資格証
7	事業所の平面図
8	事業所の写真【撮影した写真をword等に挿入して作成ください。】
9	運営規程【料金表含む】
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
11	損害保険証書等の写し
12	法人代表者等誓約書
13	管理者誓約書
14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
15	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
16	チェック表及び誓約書等の添付書類（加算を算定する場合のみ）
17	道路運送法の許可書等の写し（通院等乗降介助を行う場合のみ）
18	老人居宅生活支援事業開始届
19	返信用封筒（郵送）

- ①川崎市ホームページ上の「申請書類チェックリスト」で、書類が整っているか自己点検してください。
 ②※がついている書類につきましては、電子申請届出システムに入力することで自動で出力されます。



講義の予定

1. 指定・更新申請

2. 変更届

3. 加算届

4. 廃止届・休止届

5. その他



○変更届

事業所の名称及び所在地その他に変更があったときは、**10日以内**に市に届け出なければなりません。※変更内容によっては例外もあります。

■ 法人関係

- 名称、電話番号、FAX番号、所在地、住居表示
- 法人代表者の交代、氏名、住所

■ 事業所関係【訪問介護の場合】

- 名称、電話番号、FAX番号、所在地、住居表示、レイアウト
- 管理者の交代、氏名、住所
- サービス提供責任者の交代、増減
- 営業日・時間、サービス提供日・時間、運営規程（実施地域・料金）

【注意】

- ✓ 概ね1か月以内で審査し、要件を満たしている場合はシステム上にて通知します。
- ✓ 要件を充足せず補正に応じない場合は、不受理として返戻します。
- ✓ **提出スケジュールには変更はございません。**
従来通りのスケジュールで電子申請届出システムにてご提出ください。

講義の予定

1. 指定・更新申請

2. 変更届

3. 加算届

4. 廃止届・休止届

5. その他



○加算届

加算については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、次のとおり算定します。

- 届出が15日以前になされた場合 → 翌月から算定
- 届出が16日以降になされた場合 → 翌々月から算定

ただし、施設・居住系サービス（※）については、届出が受理された日が属する月の翌月（受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定します。

※ 介護保険施設、短期入所、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

【注意】

- ✓ 概ね1か月以内で審査し、要件を満たしている場合はシステム上にて通知します。
- ✓ 要件を充足せず補正に応じない場合は、不受理として返戻します。
- ✓ 「要件の確認」や「可否の判断」については、届出前の電話による事前質問は受け付けていません。事業者において確認・判断してください。なお、届出前に質問したい場合は、FAX質問票（本市介護保険課宛て）を御利用ください（回答には時間を要します。）。
- ✓ 提出スケジュールには変更はございません。
従来通りのスケジュールで電子申請届出システムにてご提出ください。



講義の予定

1. 指定・更新申請
2. 変更届
3. 加算届
4. 廃止届・休止届
5. その他

○廃止届・休止届

事後届出…×
事前届出…○

- 事業所を廃止（休止）しようとするときは、その廃止（休止）日の1月前までに、市に届け出なければなりません。
- 「本市が届出を受け付けた日（消印有効）」と「廃止（休止）日」との間が1か月未満の場合は、受け付けることができません。
- 廃止（休止）日は、原則として月末としてください。

（例） 2022年5月31日まで事業を行い、同年6月1日をもって廃止（休止）する場合

- 届出期限 2022年4月30日
- 廃止（休止）年月日 . . . 2022年5月31日

※廃止（休止）日当日は、事業運営期間に含まれます。

- チラシ及び記載例がありますので、次のホームページを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000104896.html>

【注意】

- ✓ 廃止届を出さない場合は、ホームページ「介護情報サービスかながわ」等に指定事業所として情報が残ります。
- ✓ 提出スケジュールには変更はございません。
従来通りのスケジュールで電子申請届出システムにてご提出ください。

講義の予定

1. 指定・更新申請

2. 変更届

3. 加算届

4. 廃止届・休止届

5. その他

○その他

- ・電子申請届出システムのリンクはこちらです。
→<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>
- ・電子申請届出システムのマニュアルは川崎市ホームページにて掲載いたします。
- ・登記事項証明書、返信用封筒等の原本での提出が必要な書類につきましては別途郵送ください。
- ・登記事項証明書のご提出は「登記情報提供サービス」を用いた提出も可能です。

【本システムのお問い合わせ先】

「40kosui@city.kawasaki.jp」までメールにて送付ください。
(件名を「事業者指定関係書類電子申請届出システム質問について」としてください。)

※本システムについてのご質問は本市で取りまとめの上、厚生労働省へ送付する関係上、回答までのお時間をいただきます。